

# 仕 様 書

本仕様書は、フロン入り廃小型家電の再資源化の適正を期するため、業務に必要な事項を定めるものである。この業務の遂行上必要な事項は、本書に明記されない事項であっても、甲（伊勢広域環境組合）乙（請負業者）協議の上、実施するものとする。

なお、業務の重要性及び公共施設であることを認識した上、廃棄物処理関係法令等業務遂行に係る関係法令並びに甲の関係条例及び規則等を遵守して、業務の履行には万全を期するものとする。

1. 委託業務 フロン入り廃小型家電処理委託

2. 履行場所 伊勢市西豊浜町 653 番地 伊勢広域環境組合 清掃工場

3. 履行期間 契約日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 4. 委託業務の内容

(1) フロン入り廃小型家電とは、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第 1 条の小型電子機器等のほか、電気や電池を使用する小型の家電類で不要となったもの」から特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条の特定家庭用機器を除いたもののうち、フロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。以下同じ。）使用製品とする。

(2) 甲の粗大ごみ処理施設に収集されたフロン入り廃小型家電の再資源化、再商品化を目的として乙に引き渡すものとする。

(3) フロン入り廃小型家電は、甲の指定する場所において引き渡しを受けるものとする。

## 5. 再資源化処理条件

(1) 乙は、甲から引き渡しを受けたフロン入り廃小型家電を循環資源として、確実にかつ適切に再生処理を行うこと。

(2) フロン入り廃小型家電からフロン類を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら適正に行うこと。

(3) 国内での希少金属類の循環を目的とするため、乙はフロン入り廃小型家電から希少金属を取り出す技術を有すること。

(4) 再資源化処理の実施に伴い発生するごみ及びシュレッターダスト等は、すべて、乙がその負担において処分するものとする。

## 6. 資格

(1) 乙は、フロン類の破壊の回収及び破壊を適正に行う者であること。

(2) 乙は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 10 条第 3 項の認定事業者であること。

## 7. 再資源化量等の報告

乙は、甲から引き取ったフロン入り廃小型家電の再資源化量、貴金属含有量、再商品化物の引き渡し先について、甲に報告しなければならない。

## 8. 引き取り方法及び計量の方法

- (1) フロン入り廃小型家電の引き取りについては、甲からの連絡により乙が、延滞なく引き取りを行うこと。(積み込みに関しては甲の重機を使用可)  
乙は、作業に直接必要となる有資格者を従事させなければならない。  
また、この業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙が賠償額を負担するものとする。
- (2) 引取った フロン入り廃小型家電をその都度集計し、引取り量を甲へ報告すること。
- (3) 搬出時間は施設の運転時間内とし、搬出確認は甲乙立会いしての集計にて行う。その他、甲の指示に従うこと。

## 9. 搬出車両

最大積載量が12t以下。

最大車両寸法、車高3.8m、全長8.50m、全幅2.49mとする。

## 10. 見積価格

1台当りの再資源化処理費(運搬費を含む)の見積(消費税及び地方消費税抜き)

## 11. 支払方法

委託料は月払いとし、契約単価(1台当たりの処分費)に1ヶ月分の数量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

ただし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

## 12. 確認及び調査

- (1) 甲は、フロン入り廃小型家電の再資源化方法等を確認するため、必要に応じて乙の施設に立ち入り調査することが出来る。
- (2) 甲が業務に係る資料の提出を求めた場合、乙は速やかに応じなければならない。

## 13. その他

- (1) 乙は、甲の許可無く甲の所有物を持ち出したり、業務に必要としない物を持ち込んで서는ならない。
- (2) 乙は、甲の受け入れ業務に支障を来たさない様、搬出するものとする。

## 14. 業務委託予定量 400台